

## 第1号議案

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成21年5月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成21年5月20日

大阪府教育委員会

#### ○ 条例案

- 1 大阪府立門真スポーツセンター条例一部改正の件
- 2 大阪府監査委員条例等一部改正の件

#### ○ 事件議決案

大阪府立高等学校の授業料支払請求に関する和解の件

[根拠規定]

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立門真スポーツセンター 条例一部改正の件	府立門真スポーツセンターについては、平成 18 年度より指定 管理者制度を導入し、スポーツ振興団体（スポーツ・教育振興 財団）と維持管理団体（民間事業者）で構成される指定管理者 による効果的かつ効率的な運営を行ってきたが、更なる効率的 効果的な運営を行うため、民間事業者等のみで管理業務ができ るよう改正を行う。  〔施行期日〕平成 2 2 年 4 月 1 日
2	大阪府監査委員条例等一部改正 の件	行政委員会の委員報酬について、社会情勢等の変化や他の自治 体の状況を踏まえ、より一層の適正化を図るため、行政委員の 就退任時の報酬を、当該月分支給から日割計算による支給に改 める。  〔施行期日〕平成 2 1 年 6 月 1 日

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校の授業料支払請求に関する和解の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府立高等学校全日制課程へ平成14年4月1日に入学し、平成17年3月1日付けで卒業したが、度重なる催告にもかかわらず、平成15年度第4期分及び平成16年度第1期分から第4期分の授業料を滞納し、現在に至るも支払わないため、平成21年1月26日に支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行した。</li> <li>・ 平成21年3月18日の第1回口頭弁論において、被告は、原告に対する授業料等の支払請求額の金173,795円については、債務を認めたが、被告は、自身の資力等から一括納付はできないため、毎月15,000円の分割納付を求めた。</li> <li>・ ついては、被告が求める分割納付について、簡易裁判所から和解勧告があったため、被告の資力等を踏まえ、やむを得ないと判断し、和解するものである。</li> </ul>
2	大阪府立高等学校の授業料支払請求に関する和解の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府立高等学校全日制課程へ平成14年4月1日に入学し、平成17年3月1日付けで卒業したが、度重なる催告にもかかわらず、平成15年度第3期分、第4期分及び平成16年度第1期分から第4期分の授業料を滞納し、現在に至るも支払わないため、平成21年1月23日に支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行した。</li> <li>・ 平成21年4月10日の第1回口頭弁論において、被告は、原告に対する授業料等の支払請求額の金202,000円については、債務を認めたが、被告は、自身の資力等から一括納付はできないため、毎月20,000円の分割納付を求めた。</li> <li>・ ついては、被告が求める分割納付について、簡易裁判所から和解勧告があったため、被告の資力等を踏まえ、やむを得ないと判断し、和解するものである。</li> </ul>

## 大阪府立門真スポーツセンター条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>府立門真スポーツセンターについては、平成 18 年度に指定管理者制度を導入し、スポーツ振興団体((財)大阪府スポーツ・教育振興財団)と維持管理団体(公募による民間事業者)とで構成される団体を指定管理者として指定し、効果的かつ効率的な運営を行ってきた。</p> <p>財政再建プログラム(案)において「民間のみの運営者への移行」との方向性が示されたことを踏まえ、必要な改正を行う。</p>	<p>地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の規定により、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<p>スポーツ振興団体(非公募、教育委員会が指定)と維持管理団体(公募)とで構成される団体を指定管理者として指定する規定を、他の公の施設と同様の公募型指定管理者制度の規定に改める。(第 2 条第 2 項～第 6 条関係)</p>	<p>行政改革課及び指定管理者と調整中</p>
	制度間調整の内容
	_____
施行予定期日	その他審査の参考となる事項
<p>平成 22 年 4 月 1 日 (施行日前においても、指定管理者の公募、指定等の手續は、改正後の条例の例により行うことができることとする。)</p>	<p>_____</p>
適用区分	

大阪府条例第 号

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を  
改正する条例

大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その指定する団体」を「法人その他の団体であつて委員会が指定するもの」に改め、同条第二項を削る。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（指定管理者の公募）」に改め、同条第一項中「次条」を「第五条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第四条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に依じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

第五条の見出しを「（指定管理者の指定）」に改め、同条中「前条第二項」を「前条」に、「第二条第一項各号」を「第二条各号」に、「維持管理団体」を「指定管理者」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「（第九条関係）」を「（第八条関係）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大阪府立門真スポーツセンター条例(以下「新条例」という。)第五条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第三条から第五条まで及び第六条第一項の規定の例により行うことができる。

## 大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例（案）の要綱

### I 条例改正の理由

門真スポーツセンターについては、平成 18 年度に指定管理者制度を導入し、民間事業者が行うことが困難な業務等を実施するスポーツ振興団体（大阪府スポーツ・教育振興財団）と、民間事業者が行うことが可能な業務等を実施する維持管理団体（民間事業者）の 2 者により構成される指定管理者により、効果的かつ効率的な運営を行ってきた。

平成 20 年 6 月に策定された財政再建プログラム（案）により以下の方向性が示されたことに伴い、民間事業者のみによる指定管理者へと移行することから、必要な改正を行う。

#### 財政再建プログラム（案）

- ・（公の施設）門真スポーツセンター…民間のみの運営者への移行（可能なものから順次実施）
- ・（出資法人）大阪府スポーツ・教育振興財団…なみはやドームの指定管理からの撤退（平成 22 年度～）

条例第 2 条第 1 項で規定する指定管理者に行わせる業務については、現在の指定管理者（スポーツ振興団体と維持管理団体により構成される団体）に行わせている業務を細かく精査した上で、スポーツ及びレクリエーションの指導に関する業務（同条第 1 号関係）、競技団体その他のスポーツに関する団体との連絡調整に関する業務（同条第 2 号関係）、センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務（同条第 3 号関係）、センターの維持及び補修に関する業務（同条第 4 号関係）、その他委員会が特に必要と認める業務（同条第 5 号関係）の業務のうち、それぞれ民間事業者によっても行うことが可能なものについては指定管理者に行わせ、民間事業者によっては行うことが困難なものについては府が直接行うこととする。

#### <現在の指定管理者に行わせている業務について>

##### ○スポーツ振興団体が実施するもの（民間事業者では実施することが困難な業務等）

- ・施設の運営（体育、レクリエーション、文化的行事等への施設の提供及び利用調整等）
  - ・広域スポーツセンターに係る業務（講習会、クラブ立ち上げに係る支援・働きかけ・相談など）
  - ・府施策の具現化（スポーツ教室の運営、スポーツイベントの開催、スポーツ情報コーナーの運営、なみはやスポーツクラブの育成支援等）
  - ・学校教育支援事業（児童、生徒等の実習、体験学習の受入れ、教員研修の受入れ等）
- などをいう。

##### ○維持管理団体が実施するもの（民間事業者が実施する業務等）

- ・トレーニングルーム及び一般利用日におけるプール・スケートリンクの運営等
- ・施設の維持及び補修に関する業務（警備、清掃、駐車場の管理等に関するもの含む。）

<第2条第1項第1号及び第2号について>

第2条第1項第3号から第5号までに掲げる業務との対比において、同項第1号及び第2号に掲げる業務を行わせるために、スポーツ振興団体が指定管理者に組み込まれているように見えるが、第5条は「・・・第2条第1項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを維持管理団体として指定する」と規定していることから、同項第1号及び第2号に掲げる業務についても民間事業者である維持管理団体が行うことを想定しているものである。

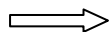
現在の指定管理者に行わせている業務を細かく精査した上で、平成22年度以降はセンターの管理業務のうち民間事業者では実施することが困難なものについては府が直接行うこととするが、同項第1号及び第2号に掲げる業務に該当するものすべてを府で直接行うものではないため、これらの規定を削る必要はない。

## II 条例改正の内容

指定管理者の構成団体の見直しに伴い、「スポーツ振興団体」と「維持管理団体」とで構成される団体を指定管理者として指定する規定を、他の公の施設と同様の公募型指定管理者制度の規定に改める。

### 【現行】

指定管理者の構成（第2条第2項）  
スポーツ振興団体の指定（第3条）  
維持管理団体の公募等（第4条）  
維持管理団体の指定（第5条）  
指定管理者の指定（第6条）

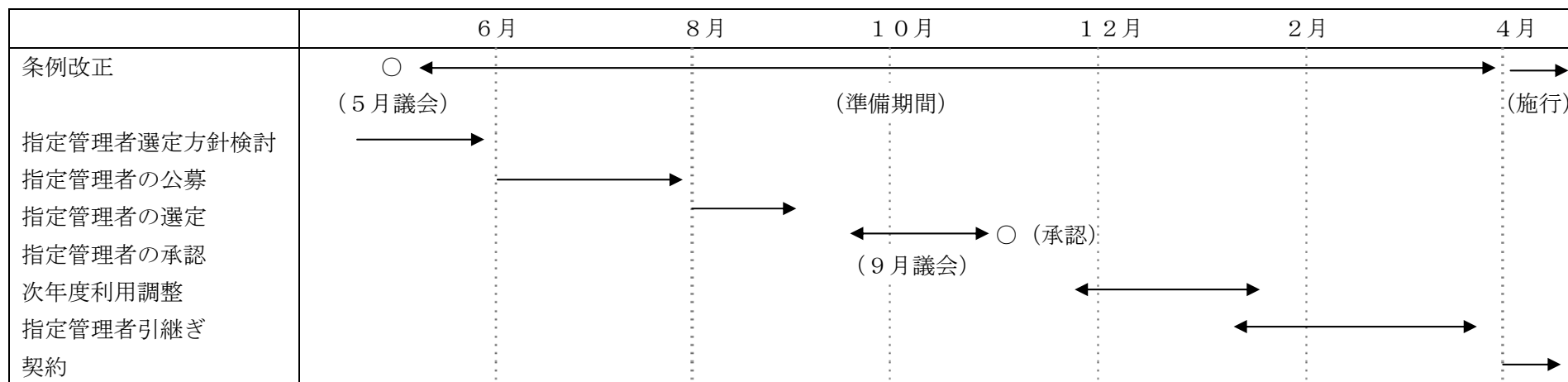


### 【改正案】

指定管理者の公募（新第3条）  
指定管理者の指定の申請（新第4条）  
指定管理者の指定（新第5条）



### Ⅲ 今後のスケジュール



### Ⅳ 施行期日 (附則第1項)

平成22年4月1日から施行する。

### Ⅴ 準備行為 (附則第2項)

改正後の大阪府立門真スポーツセンター条例(以下「新条例」という。)第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第3条から第5条まで及び第6条第1項の規定の例により行うことができる。

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第二条 大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一 スポーツ及びレクリエーションの指導に関する業務</p> <p>二 競技団体その他のスポーツに関する団体との連絡調整に関する業務</p> <p>三 センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>四 センターの維持及び補修に関する業務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務</p> <p>(削除)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三条 委員会は、第五条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならぬ。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならぬ。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第二条 大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)は、その指定する団体(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一 スポーツ及びレクリエーションの指導に関する業務</p> <p>二 競技団体その他のスポーツに関する団体との連絡調整に関する業務</p> <p>三 センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>四 センターの維持及び補修に関する業務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務</p> <p>2  指定管理者は、次に掲げる団体によって構成されるものとする。</p> <p>一 体育、スポーツ、レクリエーション、教育及び文化の振興を図ることを目的として活動する法人その他の団体(以下「スポーツ振興団体」という。)</p> <p>二 主に前項第四号に掲げる業務を行う法人その他の団体(以下「維持管理団体」という。)</p> <p>(スポーツ振興団体の指定)</p> <p>第三条 委員会は、第五条各号に掲げる基準のいずれにも適合するもので、スポーツ及び教育の振興に関する事業について最も専門的かつ高度な運営能力を有すると認めるものをスポーツ振興団体として指定するものとする。</p> <p>(維持管理団体の公募等)</p> <p>第四条 委員会は、次条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならぬ。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2  前項の規定による指定を受けようとするものは、同項の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(維持管理団体の指定)</p> <p>第五条 委員会は、前条第二項の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第二条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを維持管理団体として指定するものとする。</p> <p>一 センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。</p>

- 一 センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- 二 センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- 三 第二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第六条（第九条）（略）

- 二 センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- 三 第二条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（指定管理者の指定）

第六条 委員会は、第三条及び前条の規定による指定をしたものによって構成された団体を指定管理者として指定するものとする。

第七条（第十条）（略）

## 大阪府監査委員条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>行政委員会の委員の報酬に関し、社会情勢等の変化や他の自治体の状況等を踏まえ、より一層の適正化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就退任時にその月分の報酬を支給することとしているものについて、日割計算による支給に統一するとともに、</li> <li>・ 報酬を月額で支給している委員のうち、海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会の委員の報酬については日額で支給することとする。</li> </ul>	平成21年6月1日
	適用区分
改正の要点	条例措置を必要とする理由
<p>1 次に掲げる条例について、委員の就任時又は退任時にその月分の報酬を支給する旨の規定を削る。(→知事の事務部局の職員の例(日割計算)によることとする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府監査委員条例〔就退任時〕</li> <li>・ 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例〔退任時〕</li> <li>・ 選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例〔就退任時〕</li> <li>・ 大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例〔就退任時〕</li> <li>・ 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あっせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例〔退任時〕</li> <li>・ 大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例〔退任時〕</li> <li>・ 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例〔退任時〕</li> <li>・ 大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例〔就退任時〕</li> </ul> <p>2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬の額を月額から日額に改める。</p> <p>〔海区〕会 長：「月額97,000円」→「日額18,000円」                  その他の委員：「月額82,000円」→「日額15,000円」</p> <p>〔内水面〕会 長：「月額49,000円」→「日額18,000円」                  その他の委員：「月額36,000円」→「日額15,000円」</p>	地方自治法第203条の2第4項の規定により、委員会の委員等の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めなければならないとされているため。
	政策アセスメント
	報酬に係る予算措置について財政課と調整済み
	制度間調整の内容
	その他審査の参考となる事項
	労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の委員に対する毎月一定の報酬の支出は違法として住民から提起された公金支出差止請求訴訟について、支出根拠の県条例は、勤務実態を前提とする限り地方自治法の趣旨に反し効力をもたないとして、滋賀県敗訴(平成21年1月大津地裁判決。県は判決を不服として控訴中)



費用弁償に関する条例の一部改正  
 第六條 大阪府の漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の表を次のように改める。  
 第四十六號の表を次のように改める。

区	区分	報酬の額
会長である委員	日額	一八、〇〇〇円
その他の委員	日額	一五、〇〇〇円
専門委員	月額	二三〇、〇〇〇円

大阪府の漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償  
 第七條 大阪府の水面改正管理委員会の委員の報酬及び費用弁償の表を次のように改める。  
 第二條の表を次のように改める。

区	区分	報酬の額（日額）
会長である委員	日額	一八、〇〇〇円
その他の委員	日額	一五、〇〇〇円

大阪府の公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例  
 第八條 大阪府の公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第二十八號の表を次のように改める。  
 第二條の表を次のように改める。

施行期日  
 第一項 平成二十一年六月一日から施行する。  
 第二項 平成二十年大阪府知事等の給料等の特例に関する条例の一部改正  
 第三條 第五十號の第一項を次のように改正する。  
 第九條 第二項中「第八條第二項」を「第七條第二項」

を に  
「第改  
同第十め  
条十二条る  
」条及。  
に中び  
改「第  
め第十  
る二一  
。条条  
第中  
一「  
項月  
」額  
を「  
第「  
二額  
条」  
」に改  
に、め  
「同  
項」

## 大阪府監査委員条例等の一部を改正する条例（案）要綱

### 1 行政委員会の委員の報酬の基本的な考え方について

地方公共団体の委員会の非常勤の委員の報酬については、下記の観点から条例で月額制としている。（常勤の委員には給料を支給）

- ・行政委員は公共団体の執行機関として、知事から独立した一定の権限を与えられるなど、その職務に対する期待と責任は大きい。（非常勤の職員間にも職務や職責に応じた違いあり。）
- ・行政委員の業務は委員会会議での審議等にとどまらず、委員会会議以外の場における業務実態等を踏まえる必要がある。
- ・その報酬は年間を通じて行政委員の職責を果たしてもらうため、その職務・職責を含めた「勤務に対する反対給付」として、月額支給している。

### 2 報酬の支払手法についての検討

行政委員会それぞれの勤務実績を分析し、報酬の支払手法を決定した。

- (1) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長及び委員については、毎月の勤務実態が1日程度であることから、日額支給が適当と判断した。また、その他の行政委員会の委員については、年間の活動回数が相当な数になるため、今回は、報酬の月額支給を維持することとした。（海区漁業調整委員会の専門委員については、週2日、午前9時15分から午後6時までの勤務が通常であることから、その他の行政委員会の委員と同様に取扱うことが適当と判断した。）

なお、今回、報酬の月額支給を維持することとした行政委員会の委員については、滋賀県の裁判の動向をみつつ、あり方について引き続き検証する。

行政委員会別活動状況一覧（1人あたり）

委員名	年間活動回数	内訳(回数は概数)					
		定例会議		臨時会議		その他	
		回数	所要時間	回数	所要時間	回数	内容
監査委員	37回	12回	1.5時間	5回	1時間	20回	委員監査(1日)、決算審査(4H) 等
人事委員会	91回	32回	2~3時間	—	—	59回	不服申立て口頭審理(1.5H)、庁外打合せ(1H)、来庁打合せ(3H) 等
教育委員会	82回	12回	2.5時間	—	—	70回	学校研修会(2H)、委員レク(1H)、学校訪問(1.5H) 等
選挙管理委員会	52回	28回	40分~1時間	6回	40分~1時間	18回	立候補受付(1日)、街頭啓発(3H)、府議会への出席(1日) 等
労働委員会	65回	24回	3時間	—	—	41回	・審査案件対応(調査:1H×5回/1事件、審問:2H×4回/1事件) ・調整案件対応(あっせん:2~4時間×2回/1事件)、事前打合せ:20分程度 ・関連資料収集、読み込み、書面準備 等
収用委員会	56回	24回	2時間	—	—	32回	審理(2H)、現地調査(4H)、検討会議(2H)、打合せ(1H) 等
公安委員会	69回	43回	4時間	—	—	26回	府議会出席(1日)、施設・訓練等視察(4H)、少年指導員への委嘱式(1H) 等
海区漁業調整委員会	日額制	11回	11回	2時間	—	—	—
内水面漁場管理委員会	(変更)	6回	6回	1.5時間	—	—	—

※ 平成18年度~平成20年度の実績から算出（調査時期の関係上、H20年度途中の実績のものについては、12月換算により算出）

※ 教育委員会については、小河委員、陰山委員就任後の実績（H20.10.1~H21.1.31）を12月換算により算出

※ 回数については、所要時間にかかわらず、実施した回数をカウントしている。

- (2) 月の途中で就職時及び退職時の報酬の支払方法については、日割り支給に統一する。



### 3 改正内容…報酬の額・支給方法の改正（第1条～第8条関係）

(1) 就職時及び退職時の報酬の支給方法の規定を削除する。

⇒ 結果的に、各条例における「この条例に定めがない事項については、知事の事務部局の職員の例による」旨の規定により、月の途中での就職時及び退職時には、日割りで計算した報酬を支給することとなる。（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第9条第6項）

(2) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬について、月額から日額に改正する。

(3) 選挙管理委員のうち臨時に補充した委員（報酬を日額で支給）の報酬の支給時期について、出席日数に応じて、その都度支給する旨規定する。

※ 報酬の支給方法が知事の事務部局の職員（＝常勤）とは異なり、その例によることができないため。収用委員会のあっせん委員や附属機関の委員については、その旨の規定あり。

※ 労働委員会のあっせん員の日額報酬は、その月の出席実績に応じて翌月17日に支給している。この支給時期については、条例に特に規定がない（今回の改正においても規定しない）が、これは、日額報酬が実績給であることから、第6条の規定により、知事の事務部局の職員の実績給（時間外勤務手当等）の支給の例（職員の給与の支給方法等に関する規則（昭和41年大阪府人事委員会規則第11号）第18条第1項）によっているためである。

大阪海区漁業調整委員会委員及び大阪府内水面漁場管理委員会の委員についても、知事の事務部局の職員の実績給の支給の例により、翌月の17日に支給することとするため、報酬の支給時期については規定しない。

改正条例	条項	条文	改正内容
大阪府監査委員条例	第7条第2項	前項の報酬は、就職のときはその月から、退職のときはその月分まで支給する。	(削除)
大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例	第3条第1項	委員の報酬は、毎月支給する。	(削除)
	同条第2項	異動のあった場合のその月分の報酬の額は、日割をもって計算した額とする。ただし、退職の場合においては、その月分とする。	(削除)
選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例	第2条第1項	委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。(略)	委員（臨時に補充した委員を除く。）の報酬の額は、次の表のとおりとする。(略)
	同条第2項	臨時に補充した委員には、出席日数に応じて、日額1万円を支給する。	臨時に補充した委員の報酬の額は、日額1万円とする。
	第3条	委員の報酬は毎月下旬に、支給する。	委員（臨時に補充した委員を除く。）の報酬は毎月下旬に、臨時に補充した委員の報酬は出席日数に応じてその都度、支給する。
	第4条	委員の報酬は、就職のときはその月分から、退職のときはその月分まで支給する。	(削除)
大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例	第3条	委員及び特別調整委員の報酬は、就職のときはその月分から、退職のときはその月分まで支給する。	(削除)

大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あっせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例	第3条第1項	委員の報酬は、退職の場合においては、その月分をその都度支給する。	(削除)																
	同条第2項	委員が月の途中において就任した場合のその月分の報酬は、就任の日から日割によって計算する。	(削除)																
大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例	第2条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長である委員</td> <td>97,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>230,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額(月額)	会長である委員	97,000円	その他の委員	82,000	専門委員	230,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長である委員</td> <td>(月額)18,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>(月額)15,000</td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>(月額)230,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	会長である委員	(月額)18,000円	その他の委員	(月額)15,000	専門委員	(月額)230,000
	区分	報酬の額(月額)																	
	会長である委員	97,000円																	
	その他の委員	82,000																	
専門委員	230,000																		
区分	報酬の額																		
会長である委員	(月額)18,000円																		
その他の委員	(月額)15,000																		
専門委員	(月額)230,000																		
第3条第1項	委員の報酬は、毎月末に支給する。ただし、退職の場合においては、その月分をその都度支給する。	(削除)																	
同条第2項	委員が月の途中において就任した場合のその月分の報酬は、就任の日から日割によって計算する。	(削除)																	
大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例	第2条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長である委員</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>36,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額(月額)	会長である委員	49,000円	その他の委員	36,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長である委員</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額(日額)	会長である委員	18,000円	その他の委員	15,000				
	区分	報酬の額(月額)																	
	会長である委員	49,000円																	
	その他の委員	36,000																	
区分	報酬の額(日額)																		
会長である委員	18,000円																		
その他の委員	15,000																		
第3条第1項	委員の報酬は、毎月末に支給する。ただし、退職の場合においては、その月分をその都度支給する。	(削除)																	
同条第2項	委員が月の途中において就任した場合のその月分の報酬は、就任の日から日割によって計算する。	(削除)																	
大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例	第2条第2項	委員がその月の途中において就職し、又は退職したときは、その月分の報酬は、全額を支給する。	(削除)																

#### 4 施行期日(附則第1項関係)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

#### 5 その他(附則第2項関係)

知事等の給料等の特例に関する条例の一部改正

- (1) 第1条の規定による大阪府監査委員条例の改正、第5条の規定による大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あっせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例の改正及び第8条の規定による大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴う規定整備を行う。
- (2) 第6条の規定による大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正及び第7条の規定による大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正により、大阪海区漁業調整委員会の委員及び大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬を月額支給から日額支給に改正することに伴う規定整備を行う。

○ 大阪府監査委員条例 新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（給料及び報酬）                      第七条 常勤の監査委員の給料及び非常勤の監査委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。                      （略）                      （削除）</p>	<p>（給料及び報酬）                      第七条 常勤の監査委員の給料及び非常勤の監査委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。                      （略）                      2 前項の報酬は、就職のときはその月分から、退職のときはその月分まで支給する。</p>

○ 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（削除）                      第三条～第六条 （略）</p>	<p>第三条 委員の報酬は、毎月支給する。                      2 異動があつた場合のその月分の報酬の額は、日割をもつて計算した額とする。ただし、退職の場合においては、その月分とする。                      第四条～第七条 （略）</p>

○ 選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>第二条 委員（臨時に補充した委員を除く。）の報酬の額は、次の表のとおりとする。                      （略）                      2 臨時に補充した委員の報酬の額は、日額一万円とする。                      第三条 委員（臨時に補充した委員を除く。）の報酬は毎月下旬に、臨時に補充した委員の報酬は出席日数に応じてその都度、支給する。                      （削除）                      第四条～第六条 （略）</p>	<p>第二条 委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。                      （略）                      2 臨時に補充した委員には、出席日数に応じて、日額一万円を支給する。                      第三条 委員の報酬は毎月下旬に、支給する。                      第四条 委員の報酬は、就職のときはその月分から、退職のときはその月分まで支給する。                      第五条～第七条 （略）</p>

○ 大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
(削除) 第三条～第六条 (略)	<p>第三条 委員及び特別調整委員の報酬は、就職のときはその月分から、退職のときはその月分まで支給する。</p> <p>第四条～第七条 (略)</p>

○ 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例 新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
(削除) 第三条～第八条 (略)	<p>第三条 委員の報酬は、退職の場合においては、その月分をその都度支給する。</p> <p>2 委員が月の途中において就任した場合のその月分の報酬は、就任の日から日割によって計算する。</p> <p>第四条～第九条 (略)</p>
<p>第九条 第五条及び第六条の規定は、第七条の手当及び前条の実費弁償を支給する場合について準用する。</p> <p>(準用)</p>	<p>第十条 第六条及び第七条の規定は、第八条の手当及び前条の実費弁償を支給する場合について準用する。</p> <p>(準用)</p>

○ 大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第六条関係）

改正案	現行																
<p>(報酬) 第二条 委員等の報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">報酬の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会長である委員</td> <td style="text-align: center;">日額 一八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の委員</td> <td style="text-align: center;">日額 一五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門委員</td> <td style="text-align: center;">月額 一三〇、〇〇〇円</td> </tr> </table> <p>(削除) 第三条・第四条 (略)</p>	区分	報酬の額	会長である委員	日額 一八、〇〇〇円	その他の委員	日額 一五、〇〇〇円	専門委員	月額 一三〇、〇〇〇円	<p>(報酬) 第二条 委員等の報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">報酬の額（月額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会長である委員</td> <td style="text-align: center;">九七、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の委員</td> <td style="text-align: center;">八二、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門委員</td> <td style="text-align: center;">一三〇、〇〇〇円</td> </tr> </table> <p>第三条 委員の報酬は、毎月末に支給する。ただし、退職の場合においては、その月分をその都度支給する。</p> <p>2 委員が月の途中において就任した場合のその月分の報酬は、就任の日から日割によって計算する。</p> <p>第四条・第五条 (略)</p>	区分	報酬の額（月額）	会長である委員	九七、〇〇〇円	その他の委員	八二、〇〇〇円	専門委員	一三〇、〇〇〇円
区分	報酬の額																
会長である委員	日額 一八、〇〇〇円																
その他の委員	日額 一五、〇〇〇円																
専門委員	月額 一三〇、〇〇〇円																
区分	報酬の額（月額）																
会長である委員	九七、〇〇〇円																
その他の委員	八二、〇〇〇円																
専門委員	一三〇、〇〇〇円																

○ 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第七条関係）

改正案		現行													
<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>報酬の額（日額）</td> </tr> <tr> <td>会長である委員</td> <td>一八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>一五、〇〇〇</td> </tr> </table>		区分	報酬の額（日額）	会長である委員	一八、〇〇〇円	その他の委員	一五、〇〇〇	<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>報酬の額（月額）</td> </tr> <tr> <td>会長である委員</td> <td>四九、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>三六、〇〇〇</td> </tr> </table>		区分	報酬の額（月額）	会長である委員	四九、〇〇〇円	その他の委員	三六、〇〇〇
区分	報酬の額（日額）														
会長である委員	一八、〇〇〇円														
その他の委員	一五、〇〇〇														
区分	報酬の額（月額）														
会長である委員	四九、〇〇〇円														
その他の委員	三六、〇〇〇														
<p>(削除) 第三条・第四条 (略)</p>		<p>第三条 委員の報酬は、毎月末に支給する。ただし、退職の場合においては、その月分をその都度支給する。 2 委員が月の途中において就任した場合のその月分の報酬は、就任の日から日割によつて計算する。 第四条・第五条 (略)</p>													

○ 大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第八条関係）

改正案		現行	
<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。 (略) (削除)</p>		<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。 (略) 2 委員が月の途中において就職し、又は退職したときは、その月分の報酬は、全額を支給する。</p>	